

仙台市救急業務基本問題検討会設置要綱

(平成10年8月17日市長決裁)

(設置)

第1条 本市の救急業務の諸問題について審議検討を行い、もって本市のプレホスピタルケアの充実を図るため、仙台市救急業務基本問題検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 検討会はおおむね10人の委員をもって組織する。

2 委員は、医師、救急医療にかかわる機関の職員及び一般有識者のうちから、消防局長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱された日の属する年度の末日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討会に、委員長1人及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、検討会を代表し、会務を総括する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、検討会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第5条 委員長は、専門的事項について審議するため、必要に応じ部会を置く。

2 部会の委員は、委員のうちから、委員長が指名する。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、仙台市消防局警防部救急課において行う。

(委任)

第7条 この要項に定めるもののほか、検討会の運営その他検討会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年9月8日から実施する。

附則（平成12.3.改正）

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。